

# 令和4年度利用申込要項

宮城県蔵王自然の家

## 1 利用について

(1) 利用期間（月曜日及び12月29日から1月3日までは休業日です。）

|         | 利用期間                     |
|---------|--------------------------|
| 宿 舎     | 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで |
| 山小屋・テント | 令和3年5月1日 から 令和3年9月30日 まで |

※この表は原則であり、期間外の利用については、ご相談ください。

※休業日や館内清掃日はご利用できませんのでご了承ください。

(2) 収容人員

|     |                       |   |
|-----|-----------------------|---|
| 宿 舎 | 夏型<br>(4～12月)<br>254人 | 4人部屋（リーダー室）…4部屋 8人部屋…26部屋<br>10人部屋…3部屋（和室）<br>※8人部屋、4人部屋は、ベッド以外の畳部分に追加で数名寝ることができます。 |
|     | 冬型<br>(1～3月)<br>254人  | 4人部屋（リーダー室）…4部屋 8人部屋…26部屋<br>10人部屋…3部屋（和室）<br>※8人部屋、4人部屋は、ベッド以外の畳部分に追加で数名寝ることができます。 |
| 山小屋 | 54人                   | 1棟 9人×6棟（期間限定）  |
| テント | 75人                   | 1張 5人×15張（期間限定・常設テントではありません）  |

(3) その他

利用期間は、2泊3日か3泊4日をお勧めします。また、混雑の度合い等によって、ご希望外の山小屋・テント泊可否のご相談をさせていただくことがあります。その場合の食事は、原則として野外炊飯となります。

※山小屋・テント泊は野外炊飯・弁当、宿舎泊は食堂定食及び野外炊飯が原則となります。

## 2 利用申込

(1) 申込先

宮城県蔵王自然の家  
〒989-0916

宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原155-1

TEL 0224-34-2101 FAX 0224-34-2102(兼)

E-mail: zoseinn@pref.miyagi.lg.jp

HP: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zao-syounen/>

(2) 申込期間

① 学校・幼稚園・保育園・教育委員会 ⇒ 令和3年10月1日から10月31日まで

※11月1日以降も随時受け付けます。

② ①以外の団体（子ども会・スポ少・家族・一般 等）

⇒ 利用日の6か月前より随時受け付けます。

利用日の6週間前までに申し込みください。

### (3) 申込方法

- ① 学校・幼稚園・保育園・教育委員会 ⇒ HPから様式をダウンロードして必要事項を記入の上、郵送してください。
- ② 子ども会・スポ少・家族・一般 等 ⇒ 最初に必ず電話でお問い合わせください。

※ E-mailでの申込は受付いたしません。

### (4) 提出書類（学校・幼稚園・保育園・教育委員会のみ）

- ① 令和4年度利用申込申請書
- ② 令和4年度宮城県蔵王自然の家年間行事予定表（希望日を朱書きしたもの）
- ③ 返信用封筒（84円切手を貼付し、返信先宛名を記入してください。）

※決定通知書送付に使用いたします。A4サイズの書類（4つ折り）が入るものを同封してください。

## 3 利用期日の調整

利用期日については、できるだけ希望にそうように調整いたしますが、新型コロナウイルス感染症対策で利用人数等を考慮しますので、どうしても希望にそえない場合もあります。ぜひ、土曜日や日曜日の利用も視野に入れてご検討ください。

また、申請書には、必ず第3希望までご記入いただきますようお願いいたします。第3希望までにそえない場合は、前もってご相談申し上げますのでよろしくお願ひします。

## 4 結果の通知について

- ① 学校・幼稚園・保育園・教育委員会 ⇒ 12月上旬に利用期日決定の通知をお送りします。
- ② 子ども会・スポ少・家族・一般 等 ⇒ 利用決定通知書をお送りします。

## 5 その他

- (1) 自然の家では、男女別室をお勧めしております。申込の際には、男女別の人数を参考にして部屋の割り当てをいたします。
- (2) 災害への対応として、緊急用食料・水・マスクの備蓄、無線の貸し出し等を行い、安全対策と事故防止に万全を期しています。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、本所の「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」に基づいて利用していただきます。
- (3) 学校・幼稚園・保育園・教育委員会及び子ども会・スポ少・一般の利用団体については、該当する利用事前研修会に参加いただくようお願いします。
- (4) 4、5月利用の団体を対象にした利用事前研修会は、令和3年度3月中に開催する予定です。
- (5) 利用にあたっては、「利用の手引き」をよくお読みいただき、プログラム立案や児童・生徒への事前指導をお願いします。
- (6) 不明な点や詳細につきましては、直接本所にお問合せください。

☆各種料金につきましては、本所ホームページでご確認ください。